

# トライチュケとビスマルクの「現実政治」(Realpolitik)

—— トライチュケ研究のための一つの試みとして ——

高 野 清

## はじめに

トライチュケ<sup>(注1)</sup>(1834—96)は、プロイセン学派の政治史家の「最後の」代表者であった。しかし、近代ドイツ史がもつ「未完成の国民国家から完成せる国民国家」という基底的な指標の代表者の一人であったという点で、かれは、ナチズムの抬頭・第二次世界大戦という断絶の機をこえて、今日のドイツにおいて、一つの評価をうる場所をもっている<sup>(注2)</sup>。近代歴史学成立史上の数多くの群像は、一世紀もの間、国民国家への要請を、実質的に、小ドイツ的ビスマルク帝国の歴史的空間にただよわせ、存続させてきた。つまり、ドイツ史の危機に際して、1866年プロイセン・オーストリア戦争から70年プロイセン・フランス戦争のドイツ統一過程の考察が、未完成の国民国家の字義通りの意味から、再帰する、といえる。その視点よりなされる歴史叙述は、政治の領域にかかわり、その傾向は、一般的に、「自由主義的」(liberal)であったのである<sup>(注3)</sup>。

かれは、歴史学を、政治と共棲させることのできた、政治に「影響」をもつことのできた、古い良い時代の歴史家であった。この政治との「共棲」の意味、政治への「影響」の内容と範囲を確定することが、小論の究極の関心である。

およそ、この問題に近付くためには、思想と政治とが具体的にかかわりをもつ諸場面(時点)の設定と、各々の場面(時点)での諸政治思想内容の確定、および政治過程の究明を基本的に必要とするが、本論では、その包括的な検討に達しえない。そのため、この問題の解決の糸口を、後述する如く、「現実政治」の持つ意味と思想上の「はたらき」をみることによって、関連的に、求めることとしたい。

(注1) トライチュケについて、さきに、「トライチュケの政治思想の形成——ドイツ自由主義の変容の一過程——」(史学研究第82号1961年)

をかき、主として60年前後の政論を中心にかれの思想を概観した。小論は、その補論をも意味しており、問題の主題も基本的には変わっていない。

(注2) テーオドール・シーダーは、近代ドイツの歴史の評価基準として「未完成の国民国家」「未完成の立憲国家」「未完成の文化国家」の視点をあげ、歴史のドイツ固有のメルクマールに、「後進性」を排して、「未完性」(Unvollendetheit)を指摘している。ここにも、「断絶」(カタストロフ)の克服の試みがあると考えられる。

(注3) 政治思想家として、かれに関する評価も、すべて、この点にかかわる。かれに対するマイナスの評価は、西欧的古典的自由主義と階級的な視角とから行なわれ、前者は、トライチュケの(概してドイツ的な)似而非自由主義を批判して(たとえば、Hans Kohn, Jacques Droz)、後者は、まさにその自由主義たるものが批判の対象となる(たとえば、Franz Mehring, Hargarten)。

最近、メグデフラウは、後者の立場から、トライチュケとその研究とに、つぎのように断罪を下している。かれは、「西ドイツの歴史学がどの程度ドイツ史のマイナスの伝統に通じているかは、ドイツ帝国主義と全体主義の精神的な教導者のの一人として我々の最近世史の国民的カタストロフの責任を担うハインリヒ・フォン・トライチュケの如き男すらも、西ドイツにおいては、一つの道徳的政治的再評価を経験している、ということに示される」、と前置きして、かれの活躍期には、反動的プロイセン主義、1920年代の一種のトライチュケ・ルネサンスには全体主義、今日のトライチュケ研究には西ドイツの帝国主義を対応させて、整理を行なっている。(Werner Mägdefrau: Heinrich von Treitschke und die imperialistische „Ostforschung“, ZfG. H. 8. 1963. この論文

は、1862年のトライチュケ論文「ドイツのオルデンスラント・プロイセン」について、主として Bussmann の研究をめぐって、批判をすすめたものである。）この整理されたマイナス評価は、たしかに、基本的で、有意義なものであるが、ただ、トライチュケの本来の思想とトライチュケ・エビゴーンとの間の相違、また、かれとその後のかれの研究者の立場の相違、いかえれば、一つの形成される思想のその時点でもつ役割とその後世への影響の間の距離を確かめる一方、ここで挙げられる「反動的プロイセン主義」をどのように規定するか（(1) プロイセン主義イコール反動的か、(2) プロイセン主義のうち反動と結びつきうるものなのか、(3) また、いずれも、その時点をいつに求めるのか、など）、という基本的問題を含めて、かなりの手続きをへて、はじめて意味をもつものとおもわれる。

### 「現実政治」の問題性

時代と背景の相違を捨象すれば、つぎのような比較が可能であろう。つまり、1866/71年のドイツ、と現在のドイツ、または現在の日本の精神的思想的状況には、ほぼ一世紀を距てて大きな共通点がみいだせることである。一方では、三月革命期の動、その坐折後の50年代の反動をへて、革命期の課題の複雑化・多様化をもたらしている。他方、敗戦後の被占領期をへて、解決さるべき課題の途方もない多様化をもたらしている。経済的には、いずれも、成長の早い好況期にあたる。そして、その対応として、いわば「いつの世にも存在する」「一種の保守感情に支えられた」「現実主義」<sup>(註1)</sup>が、精神的思想的状況を主導しやすい時期となっている。1866年時点の「現実政治」(Realpolitik)も基本的にそのような役割を担ったものということができようか。

1862年9月、ビスマルクのプロイセン首相就任は、その後のドイツ史の展開によって劃期的なものとなるが、三月革命期の反動的政治運動家としての活躍のために、すでに一つの評価が与えられて登場した。事実、有名な就任演説の鉄と血の演説、翌年の新聞条例の発布となり、鋭く、自由主義者との対決の姿勢を明らかにし、62年から64年にかけて、軍事法案をもって、憲法闘争への展開をもたらす。

この時点でのトライチュケの対応の仕方を、手紙や時論の中から拾いだしてみると、

「新聞条例は、我々の民族性のもっとも高貴なものへの攻撃である」(自由主義者の基本的な立場の維持)

「もし我々の諸王家がわが国のもっとも高貴な利害と一致する一人のドイツ君侯の正統の権利を軽視するならば、未来にどんな影響をもつことか、……この問題が不名誉な結果となるなら、われわれが徐々にではあるが避けがたく向っている革命は、多くのことをめぐって、ひどいこととなるだろう。」<sup>(註2)</sup>

(シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題に対する自由主義者の基本的態度の維持)

この態度は二三年にして変化する。

「ドイツの将来のためには、法あるいは継承権はもはや決定的ではありえない。ドイツ統一は小国をプロイセンに統合することによって達成されなければならない。ドイツの未来はプロイセンの旗のもとに結集する派のもとにある。」<sup>(註3)</sup>(プロイセンによるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン併合の主張……自由主義者の基本的態度から離反)

63年の一ドイツ君侯の正統の権利は、65年には、まったく無視される。

トライチュケの自由主義的傾向が、64年の「連邦国家と国民国家」の大論文を機に変化したことは、大体の論者の一定するところである。そして、具体的政論にそれが貫徹されるのに、その行動の核心として、「現実政治」という原理がよびこまれたといえるのではなかろうか。「現実政治」は、ルードヴィヒ・フォン・ロハウによって1853年に公けにされた。「現実政治の原則」から生みだされた。「現実政治」<sup>(註4)</sup>の本来の意味は、「事実の政治」(Politik von der Tatsachen)であり、時流にのったままで、すべての理想やイデオロギーを軽蔑し、国家の利害にしたがう政治を表示するものであり、その目的の達成のためにもっぱら権力を用いる政治(権力政治)とも同質のものである、と考えられる。しかし、その意味とそれがもたらす政治的な機能とは明確な区別が必要であろう。トライチュケ自身はこの言葉をどのように把握しているのだろうか。

かれは、1873年に、この言葉の生みの親であるロハウについて、「ロハウの書物は、われわれの国民的教養の急変の証言を与える。……私はこの内容豊富な小冊子が、きわめてよく読まれたかは関知するところではないが、それが、深く切れてこまれて作用し、青年の頭脳へ雷光の如くうちこまれたということは、私が自己の経験から立証することができる。

……かれは、むしろ政治的理想主義者であり、ただイデーによってのみ担われた権力に勝利を予言し、また、それを確たる希望をもって信じる。」<sup>(注5)</sup> という。ここで、かれは、ロハウを政治的理想主義者とすることによって、「現実政治」自体をかれの理想主義的論脈の中にとりこんでいることがみられる。

「ロハウが、14年後(1867年)、現実政治の二巻目を公刊したとき、かれは、それが注目されないという奇妙な満足を体験した。1853年に、新しくみえ疑がわしくみえたことは、ケーニヒグレーツの戦いの後には支配的な意見となり、ドイツはまったく現実政治的(realpolitisch)に考えたか、そう考えるように努めた。」<sup>(注6)</sup> この文章が端的に示している如く、この「現実政治」という用語は、ホルボーンの指摘する如く、66年のプロイセン・オーストリア戦争を契機として、ビスマルクとの提携を望む一群の自由主義者たちの願望を結集した概念となっており、元来イデーやイデオロギーを軽蔑する概念であるにもかかわらず、実際の役割は、まさに一定の思想を指向するものとなっている。

(注1) この用語は、篠原 一：現代保守感情の諸形態より引用。世界 1966. 5月号所収

(注2) Treitschke: Briefe II An der Vater. Freiburg 29. Nov. 1863. S. 305

(注3) ibid., S. 395 以下参照

(注4) Realpolitik を主題とした論文に、S. A. Kaehler: Realpolitik zur Zeit des Krimkrieges — Eine Säkularbetrachtung — HZ. Bd. 174. 1952 や Hajo Holborn: Bismarcks Realpolitik. Journal of the History of Ideas 1960 がある。前者は、トライチュケの1869年論文 Cavour の分析を中心に主題を追求している。Kaehler は、この論文中、トライチュケの1866年の手紙の引用で、匿名の書物をロハウのものに見極めのできたことでもって、ロハウが政治に関心のある青年にいかにか著名であったの論証にしているが、それがまた、未知のこの書物がかれによって発見(Entdeckung)されたことをも意味している。

(注5) Treitschke: A. L. v. Rochau (1873), Pol. und histo. Aufsätze. IV. S. 245

(注6) ibid. S. 246

### 65年当時のビスマルクの外交の問題とビスマルク像決定の過程

トライチュケのかかる現実政治への傾斜は、「裏切」「妥協」「ビスマルクへの回心」<sup>(注1)</sup>という言葉の示す方向で解釈されるのが普通である。けれども、これを確認するためには、当の相手のビスマルクの政治、なにかんずく、ビスマルク個人の政治思想の位置が確認されることが必要であろう。この問題に答えるには十分ではないが、二三の研究者の論文を手掛りに整理をすることにする。

ビスマルクの政治思想は、かれが首相になる以前に完成され、プロイセン国外では、正統主義の破棄、国内においては、君主権の絶対性という二つのまったく相反する思想と巧みに結合したものであった。<sup>(注2)</sup> では、その結合の原理はなんであったか。ここで、ビスマルク像について古くから提出されている問題が依然提出されるのであろう。ビスマルクは、小ドイツ主義者・統一主義者(ドイツという領域が一義的に考えられる)であったか、プロイセン主義者(プロイセン)であったのか、あるいは、時々の経過に行動の決定が委ねられる機会主義者であったのか。この像を見極めるのに、65年時の外交の問題が取り上げられよう。というのはこれが、ビスマルクに迫られた政策決定(選択)の最初の試みといえるからであり、また、その後の時点では、すでに歴史的事実がつくられているからである。ビスマルクは、その出自、さらに65年までの諸政策(三月革命時の反動的行動・62年からの憲法闘争・同じころのラッサールとの普通選挙法をめぐる取引)により、かなり大きな選択の範囲をもちうる人物であった。単純に表現すればつぎのようにもいえる。ビスマルクの念頭には、プロイセン、小ドイツ、大ドイツ、ヨーロッパのどの領域が一番強かったのかという問題であり、またその間の選択の問題であった。実際の政治の最大の関与者だけに、その思想は、なかなか測り難いのである。

小ドイツ主義者としてのビスマルク像——かれは、連邦議会の大使としての活動以来ただ一つ目標、すなわちドイツ国民国家創立のための戦争のみを持ち、かれのプロイセン・オーストリア戦争前のオーストリアとの和解の試みはただ戦術上の応急処置しかない。(ジーベルら)<sup>(注3)</sup>

プロイセン主義者としてのビスマルク像——ビスマルクの政策は戦争的でも保守的でも国民的でもな

かったが、またその逆でもなかった。……ビスマルクの選択は、ドイツ問題の二元的な解決（プロイセンとオーストリアの並置）かヘゲモニアルな解決（プロイセンの優位）かではなく、ヨーロッパ的な手段（保守的な君主連合）かドイツ的な手段（国民国家的統一）かをともなうプロイセンの高まりのどちらを選ぶかのものではなかった。ドイツが、いかに見做されるだろうかは、プロイセンの政治が選ぶ体系次第である。（シュターデルマンら）<sup>(註4)</sup>（なお傍点、かっこ内は引用者）

さらに後者は、プロイセンの権力を求める道すじがドイツ統一にみちびかれようとみちびかれまいとビスマルクにはどうでもよいことであって、義務遂行の意識で仕事をした、という見解に展開する。これらの諸見解についてもう少し具体的にとりあげてみよう。

事件の経過はつぎのようである。つまり、1864年1月に発生したシュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題は、ついに18日、デンマーク戦争を触発した。プロイセンとオーストリアは両国住民を助けて共同して出兵し、4月から6月にかけての休戦の後、8月予定和約、10月30日ヴィーン条約でデンマークの両公国放棄となって終る。その間、プロイセンとオーストリアはドイツでのイニシャティブをめぐる争い、8月20日から24日にかけてシェンブルナー協議が両国の間で行なわれ、その基調は和解に向っていた。つづいての交渉はプロイセンの条件の提出である「二月条項」となり、さらに、ガシュタイン協定で双方の和解の試みと展開した。66年に入り、プロイセン・イタリア攻防同盟が4月8日に締結され、翌9日有名なビスマルクの連邦改革案がフランクフルトの連邦議会に提出されるにいたって、最後の和解の試みであるガブレンツ提案にもかかわらず、遂に6月15日、プロイセン・オーストリア戦争が開始されるという経過をたどる。

この問題について、近年の研究であるO・ベッカーの論<sup>(註5)</sup>を中心に整理してみよう。かれにおいても、上述の経過から、「宗教的に基礎づけられた良心とヴィルヘルム王にたいする忠誠を胸にいだきながら、ヴィーンで同盟を得ようとし、一方では戦争をのぞむ」<sup>(註6)</sup>人の像の本質が問題であった。（以下はO・ベッカーの論旨の概括）<sup>(註7)</sup>この問題の解決は、つぎの二つの立論の対抗関係に求めることができる。つまり、一つは、ビスマルクが、4月9日の連邦の連邦改革提案をもって、小ドイツ的な解決を

強行するために戦争に火をつけようとし、そのため最後の和解の試みであるガブレンツ計画の成功を諸々の変化によって困難にするか、軍事的な処置によって水泡に帰せようとした、という立論であり、他の一つは、ビスマルクが二元的な基盤で和解を活発に真面目に得ようとし、そのためには、連邦改革提案のための議会の召集を断念する用意があった、という立論である。新史料、4月27日の秘密の覚え書<sup>(註8)</sup>によれば、ビスマルクは、ガブレンツの計画を熟知しており、前者のうちにみられるガブレンツの使命は王に関してのみ至当でビスマルクのあずかり知らぬ、とした見解はしりぞけられねばならない。かれは、さらに古い連邦の組織的継続を通して、ドイツ国民議会の参加のもとで連邦的な基礎の上で、特に軍事的に把握し、同時に特に北ドイツでより広い統一的な発展の道をひらこうと試みた。それ故に、かれが、ガブレンツの調停行動で4月9日の改革提案を放棄しようとしたのではなく、ただ、実施の戦術を変えようと考えたことがわかる。（改革提案とガブレンツ提案とが相互にあわない二つの道だとする見解は間違っている）

推論の過程を省略して、結論的にいえば、つぎのようである。一、ビスマルクの政治思想の回転軸は、ここでは、プロイセン国家とドイツ民族の正しく理解する利害が同一であるという確信であること。一、しかし、オーストリアとの戦争は、はじめからかれによって目論まれたものではなく、和解的な二元主義は戦争開始の寸前まで貫徹していたこと。つまり、友好的な解決策が戦争目的計画に変わったのは、4月9日ではなく（従ってそれ以前でもなく）、6月10日であったこと。

ビスマルクが、戦争によるいわば「革命」の道と、君主制原理（ヴィーン体制）による保守的な平和の道との選択の余地を極限まで残した、ことがうかがえる。O・ベッカーにおいても、細部は精密化されてはいるが、究極の像は二重うつしとなってあらわれているのではなからうか。ホルボーンがいみじくも述べている如く、ビスマルクの政策は、「一つは演じられ、一つは考察せられて」、かれに変わらざる理想である堅い原理の中で一般的な統一と究極の目的を持った、といえるであろうか。さらに、その原理が政治的というより宗教的信念であるとき、その政治とのかかわりでは、多様な結び付き方をする可能性を持つわけである。

このような多様なビスマルク像がうかぶとき、明

確な小ドイツ主義的統一主義者であるトライチュケに、上述のめまぐるしい外交上の諸変化の応接にいとまのないビスマルクが接近したのは、何を意味すると考えてよいだろうか。

(注1) Dorpalen: Heinrich von Treitschke. 1957.

(注2) 林健太郎: 独逸近世史研究 214 頁

(注3) ジーベル以来の古典的テーゼである。時野谷常三郎: ビスマルクの外交(昭和20年)参照。これは、ビスマルクの前期の外交の考察であり、65年当時の詳細な外交論となっている。田中直吉: 独逸外交史論第一巻では、ビスマルクの政策を三期に分け、1862—1871 年期を戦争政策の時代と整理している。また、鹿島守之助: ビスマルクの外交。でもこのビスマルク像が自明の前提となっている。

(注4) R. Stadelmann: Das Jahre 1865 und das Problem von Bismarcks deutscher Politik

(注5) O. Becker: Der Sinn der dualistischen Verständigungsversuche Bismarcks vor dem Kriege 1866. HZ. Bd. 169. 1949.

(注6) ibid., S. 278

(注7) ibid., S. 264—298

(注8) O・ベッカーによれば、枢密顧問官へブケにより草せられたものであって、プロイセンの改革要求が最重要のものに限られ、現存の連邦の枠内に保たれるならば、ヨーロッパ諸強国の干渉の機会が避けられうる、という考量からなっているとされる。その内容は、1. 野戦軍や要塞構築物など軍事的諸力の併合、2. プロイセン・オーストリア海軍委託のもとでの海軍の建設、3. 外国での政治上・貿易上の共同代表の機構、4. プロイセンとオーストリアとの同権の原則にもとづく連邦議会における投票の割合の規定(プロイセン・オーストリアは各々30の投票)5. 上記4の資格についての解決、6. 国民議会の設置(全体で460人の議員、オーストリア128人、プロイセンとラウエンブルクで、148人となる)である。

## トライチュケとビスマルク

トライチュケの思考態度の古典的自由主義(具体的にはパウルスキルへの三月革命期の自由主義)からの離脱は、58年から61年の諸論文のうちの中心論文「自由」<sup>(注7)</sup>の64年のかきかえ、また、64年の論文「連邦国家と統一国家」にみられ、具体的なビスマルク政策への接近が65年二月のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン両公国のプロイン合併説より始まる。この論文をのせたプロイセン週報の合併説は、自由主義サークルに公然とは述べがたい見解をまっさきに付けにして大きな影響を与えたといわれるが、ドーペーレンによれば、実際はあまり受けず、この雑誌を財政難におとし入れたほどであったという<sup>(注8)</sup>。しかるに、これが「意外の」味方保守派の新聞に好意的に受け取られ、さらにビスマルクの注意をひく。かれの意を受けて、バーデンへの特命プロイセン大使アルバート・フレミング伯がトライチュケを訪問する。ついで、トライチュケが65年十二月史料探索のためにベルリンの公文書閲覧をビスマルクに頼んだことがきっかけで、66年三月末、要請されて会見し、連邦改革案などくわしく提示されて、驚き、話し合い、かれはビスマルクに個人的には好印象をもつ。しかし、ビスマルクが政府のための声明書の起草を頼み、ベルリン大学への招聘を約したのに対して、トライチュケは、66年6月7日付の手紙で正式にことわっている。

「……私は、王室政府がこれまでとった経過から、それに私のつとめを捧げるのぞみをもちえないのであります。また、私は、これまで、ドイツ連邦改革の成功にかたい確信を抱くことができません。……私のプロイセン年報の論文の課題は、若干のいまだまったくは盲目になっていないリベラーレを、政府との和解のために獲得することでありました。そのためには、私は、寛大に進歩党について語らなければなりませんでした。それにしても、この論文は、まさに私の意見を含んでおります。私には、議員の予算審議権の無制約の承認が不可避の必須事とおもわれます。世のどんな政治でも、プロイセンの地方議会のようにこの権利が放棄されている状態にはおかれないでしょう。この権利の問題、自由問題がようにプロイセンにとって一つの権力問題になりうるのはです。……予算審議権の回復、そして戦争を駆る力——これが、私の推量によれば、混乱した世論をふたたび正気にする唯一の手段であると思いま

す。私がプロイセンの外に住んでいるかぎり、私の出版物の課題はたやすい。私が政府となんらかの関係をもつと、個人的な事柄にも、あなたの内政に責任をもたねばならないでしょう。憲法の土台が回復されないかぎり、私には、このことは不可能です。」<sup>(注3)</sup>

進行中の憲法闘争が背景にあるこの回答は、まったく、議会の予算審議権こそが、根本的にかれの争点であることを示している。トライチュケは、当時一身上の変化が多く、任地の南ドイツ・バーデンのフライブルクでは、日に日に住みづらくつとめづらくなっていく時である。招聘の断りは、私的な理由ではない。ビスマルクの再度の要請にも、「……私は、制約されざる自立の人間として私が今日直接の参加によって可能なよりもっと実際にプロイセンのドイツ政策を支持することができるというそういう時代がおそらくくるであります。」<sup>(注4)</sup>という。この断り状は6月14日フランクフルトで連邦軍の動員がオーストリアのイニシャティブで決定した日にだされている。しかるにプロイセンによるドイツ統一が歴史的必然であるという確信は、多くの点で似合った思考の積み重ねをともなって、——宗教、国家、革命といった概念の把握で示めされるが——、ビスマルクの確信とだぶってくるのを見る。また、戦時中の8月17日のヘルマン・バウムガルテンあての手紙の如く、「近い将来の温和な絶対主義から数年後の自由主義の統治。」<sup>(注5)</sup>というテーマ、いわば統一から自由へというテーマがはっきりと生きている。そして、このテーマが、この当時の論文の随所にでてくるとき、ビスマルクへのトライチュケの傾斜とその限界とが実に微妙といえるのではなからうか。両者は、リアルポリテイクをめぐって揺れ動いているのである。

(注1) Treitschke: *Politihе und Historische Aufsätze*.

(注2) Dorpalen: *ibid.*

(注3) Treitschke: *Briefe II. S. 476*

(注4) *ibid.*, S. 481

(注5) *ibid.*, S. 480

#### リアルポリテイクとしての普通選挙権

66年後の一連のトライチュケの論文、つまり、66年8月10日「政治通信」、66年12月13日の「新年に寄せて」、67年6月10日「北ドイツ連邦憲法」、に

は、かの66年4月9日提案の骨格を形成する普通選挙権にたいするかれの批判が重要である。ビスマルクのこのいわゆる「ボナパルティストの工夫」導入は、すでに、63年ラッサールとの交渉で主題になったものであるが、無論社会主義・民主主義とは無縁の発想からでている。

三月革命時に「基本権」に入れられた普通選挙権は反動とともに消滅し、プロイセンで不平等・公開・間接の三級選挙法が実施される。この選挙法に対して、原理上、自由主義者——とくにデモクラーテン——が大いに不満におもったものである。しかし、61年には、その後身の進歩党が、その選挙法のもとで、第一党となる。事実の問題として、三級制は、58年を境として、それまでは保守派のもの、その後は自由派のものであった。保守派が、自らを王よりも王党派であり、政府よりも政府的であるといい、「王ですら誤りを犯す」といいう状況が生れてきたのである。その上、この三級制は、それぞれの級独自の党成立の可能性を有するにもかかわらず、実際には、そのような事態は起らず、最下級において別に急進的な傾向をもつということにはなかった。<sup>(注1)</sup> 保守派は、三級制に不信の念をもち、下層人民・いわゆる「マッセン」・農村労働者の票をあてこむ。ビスマルクの4月9日の選挙制に関する革命的提案は、内政ではこのような保守的控え勢力が動員されるということ、外政では、「オーストリアに対する武器」としてプロイセンの優位を狙ったものであった。<sup>(注2)</sup> それは、北ドイツ連邦では、現実となり、帝国議会にもつながってくる。トライチュケを含む自由主義的イデーは、かかる経過のうちに、苦しみながら、その適応を行なっている。その対応には、三つの型がある。つまり、ビスマルクを疑がわずに統一のため自明のこととしたグループ(ミッケル)、それから、新選挙法に反市民的傾向をみて反対の見解を示すグループ(ジーベル)、三番目にイデーとしての全人民の代表という原則から、つまり、「自由と平等」理念から賛成したグループ(シュルツェ・デーリチュ),に分けることができる。トライチュケは、その二番目の反対論のグループに入る。1867年1月16日婚約者エマ・ボドマンあての手紙で、「普通選挙法は、ドイツでは、粗野な軽々しい実験と思う。……私は、ビスマルクのあらゆる行為について、これよりもっとも禍いにみちたものであることを恐れる。それは、目下のところは、かれに従順な議会多数を作るであろうが、未来に測り知れない混乱を用意する

だろう。」<sup>(注3)</sup>(傍点引用者)とのべている。かれは、ビスマルクに対して、徹底的に普通選挙の原理的な敵として存在する。しかし、積極的な代案はもたない。この手紙で、「勿論一旦この Point が与えられたら、今世紀の熱烈な平等衝動によって、それを再び取り消すということは不可能である。」という如く、代案のすることなく、普通選挙権を事実の問題として承認するのである。講義録「ポリティーク」で、かれは、「我々は、北ドイツ連邦に普通選挙法を導入したことが、デマゴーゲンやマッセを政治的権力の極致によってしずめるために必要な手段であったことを知っている。国民はまったくビスマルクのドイツ政策に賛同しなかった。ドイツ統一を求めるあこがれは広く広がっていたが、オーストリアに対するプロイセンの戦いによってそれがつくられるというのは、フォルクの意志ではなかった。そのために、この統一政策の創始者は、まさにそのような絶望的手段(solche Mittel der Verzweiflung)を講ぜざるをえなかったのである。」<sup>(注3)</sup>という。普通選挙権は、絶望的手段ではあるが、それにもかかわらず、それを承認している。70年の普仏戦争のドイツの勝利後、「諸党派と諸分派」(71年)の中に、我々は、「自由主義的市民にとっていつも不快であった我が軍隊の個々の組織ですらも、今日、その正当性を受けるのである」<sup>(注5)</sup>という文章をみいだす。かくして、軍制改革の承認につながり、憲法闘争の主要な論点は、結果的には黙認してすますこととなる。

(注1) Gagel: *Wahlrechtsfrage bei den liberalen Parteien* 1958.

(注2) ここではプロイセンを中核においた内外である。

(注3) Treitschke: *Briefe* III, S. 130

(注4) Treitschke: *Politik*

(注5) Treitschke: *Aufsätze* III. S. 573.

### Parteien und Fraktionen

「現実政治」への傾斜は、当然、政治の現実分析という課題を担うわけであり、また、この現実分析の成否が、「現実政治」の成否でもあった。このような展開として、60年代初頭の「国家」「社会」「自由」<sup>(注1)</sup>を対象としたきわめて原理的な考察は、より具体的な対象「政党」<sup>(注2)</sup>を求めることとなり、71年論文「諸党派と諸分派」が意味をもつのであ

る。トライチュケの現実分析の意味と限界をこの論文でみてみよう。「現実政治」が現実分析の前提であるから、この論文は、まさしく自由主義的党派理論の系譜の中で、画期的位置を占めている。

これはフリードリヒ・ローマー、ロハウ、ルドルフ・ハイムをへて、実際にドイツで党が機構として活動の場をもった時期のもっともエネルギーな党派についての論文で、さらに、ナウマン、ウェーバーによって完成されるものである。<sup>(注3)</sup>この論文は、フランスの戦いの勝利の印象の中でかかれたもので、長年にわたったフランスについての考察……つまり、それに対する勝利を予期した「フランスの国民生活とボナパルティスム」<sup>(注3)</sup>という大部の論文の一つの帰結を示している。

「大革命以来、フランスは十回も世界に向けて、自由の新しい時代がやっていると告知しているが、十もの革命の遺産として何が明かであるか。農奴制のあらゆる罪悪と善なる団体の中のアナーキーなのである。」<sup>(注4)</sup>このような考察から、「すべての分別ある(verständigen)諸党派は、ドイツの自由の確立が、フランス人がやるように、まさに我々が我々の歴史と絶交するのではなくて、二世紀にわたってプロイセン国家の確固たる必然的な発展過程の中で、我々の政治的發展のため一つの堅固な支えを所有することの中にあるのだ、と感じる。」<sup>(注5)</sup>という。分別あるということ、これは、諸党派のあるべき姿を示している。「この戦争は、我がフォルクのマッセンに、はじめて国民的な誇り、意識的な国家精神をよびました。我々は、終に、我々の足許にかたい地面を感じる。ドイツの国家は存在するのだ。」<sup>(注6)</sup>かれは、ここにおける限り、祖国の勝利に酔っているように見える。しかし、この情調は、この論文を一貫して流れるものではない。国際「世論」<sup>(注7)</sup>は、ドイツにとって好都合ではない。「一体どうしてこの戦争過程の特にナポレオンの没落以来ヨーロッパの世論は非常に不公正さを示したのだろうか」<sup>(注8)</sup>と自問する。「正義・節制・人間性をもつばら攻撃されたもの(ドイツ)の側であらわれているところのかかる戦争において、全外国の世論は、公然とあるいは秘やかに、攻撃者に味方している。」<sup>(注9)</sup>では、ドイツ国家に対する諸外国のこのドイツ嫌悪はどこからくるのだろうか。それには、多様の理由が考えられるが、諸列強間の力のバランスなどという問題よりも、かれは、まず、学問の分野へとその理由づけを導びいていくのである。「世界のいかな

る国家も国家の思想をドイツの国家ほど大きく、人間的に、把握してはいない。ドイツ国家が、諸民族生活の太古以来の対立、国家権力とフォルクの自由、福祉と防衛力、教養と信仰とを、和解させようと努めるほど真面目な国家は他にない。外国人は、これを秘かに感じているから、われわれドイツを嫌う。」<sup>(註10)</sup> ここにも、かれの理想主義的な国家観の思考様式が端的にうかがえよう。

第二の論点は、「党派理論」についてである。「党派」の意義とその限界について、トライチュケは述べる。トライチュケ以前の自由主義的党派理論は、3月前期では、党の実態を欠くので、空論とならざるをえない。3月革命期は、「党派」にとっては、革命の激変と党派生成期という特殊な時点であった。党派が機構として実際に活動舞台をもってくるのは、48年をこえと59年の国民同盟の動き、本格的には60年代に入ってからである。59年の「社会の学」で、「政治的諸党派が諸身分を切断する **durchschneiden** ところではもっとも幸運である」<sup>(註11)</sup> という政党の積極的な認識があらわれている。この思考は、基本的に71年に継承されている。「我々は、すべて、党派生活が自由な諸フォルクにとって必要なものであることを知っており、また、利害・情熱・意見の混乱から、一つの平均意思 (**Durchschnittswillen**) を形成するのに、個々の意思に秩序と構成とそれにより権力とをもたらすのに、集められた諸力の動と反動とによって国家に一つの堅固な傾向を与えるのに、不可欠の手段であることを識っている。」<sup>(註12)</sup> この文章は、党派の積極的認識であるが、一方では、党派活動の制限でもあり、かれの「党派」理想像である。しかるに、現実の政治は、そのような党を現出させてはこないのである。したがって、現実の政治の分析は、自由主義の原則にたいする深刻な疑問となつてあらわれてこざるをえない。かれはいう——勿論、理論の力が、近代の歴史の本質的な特徴をつくっている。政治理論が、党派生活の変化により深く把握されるようになってはいる。——しかるに、政治理論は、社会的力の利害から発しないとき、まれにしか党派形成的に作用はしない。——党派活動は、党派が追求している具体的な目標の中に、党派が代表するところのイデーと利害の中にある。このようにして、トライチュケは、「歴史上の大抵の大きな党派はその永続性を信じたが、すべてが急速に段落した。……われわれが今日自由主義的(リベラル)と呼ぶ党派は、実際は、中間階級への強い偏愛をと

もなって、立憲王国の、また、共同体的自治の党派である。その党派は、われわれの社会的諸関係がいつか変るとき、ドイツの立憲国家の建設が確かな終結に到達するとき、まちががなく、消滅するであろう」<sup>(註13)</sup> という帰結に達する。かれが、どのような変化を予期しているのか分らないのであるが、この推論は、71年時点で正確な未来への予示をあらわしていることは疑いない。党派の刹那性を強調するとともに、自分のよって立っている派の下降を予示している。「党派闘争は、身分に対する身分、地方に対する地方を集めておこなわれるとき、国家を崩壊の危険でもっておひやかす。健康な党派生活は、すべての身分、すべての地方を切断する。……諸党派は、国民生活の一日形成物 (**Eintagsgebilde**) である。それらは、急速な変化の中で民族精神<sup>(註14)</sup> の自由な諸力によって造りだされ、破壊される。それらは、教義的規則にも外国の規範にも従わない。それらは、議会の恣意的でない形成物として、国家生活・民族生活の忠実な映像である。」<sup>(註15)</sup> この前段は、政党の理念のかれに一貫する主題の表明であり、後段は、新しく獲得された考察である。一日形成物ということ……つまり、党派の一面性と刹那性を強調している。これはまた、別の文脈で、小さな諸分派の飛砂とか世論のうつろいゆく波動と表現されている。「世論」もここでは民族生活のふところから上昇し、急速に再び消える形成物である。

この論文の分析の第三の視点は、イギリスとの関連でとらえられる。イギリスの議会制度とドイツとの関連。トライチュケには、グナイストの影響下で作成された論文「英国の自由の基礎」「自治」からの主要テーマである。かれには、イギリスの如き政党内閣へ導ひくような論理はない。制度として、ドイツでは、政府対政党、すなわち、政府に対する政党の「自立の」監督権が有効性をもつものである。「ドイツの内閣は議会からでず、王の自由な意思によってつくられる。ドイツの内閣は、議会の中にはなくて、議会とならんで、一つの自立的な国家権力の担当者として、同様に自立的な議会との自由な意思の疎通を求めるという義務を負って、存在する。」<sup>(註16)</sup> つまり、「ドイツの場合、全帝国議会がイギリスの野党の職務を行なう」<sup>(註17)</sup> というのである。もう一つイデーの側から党派形成上の対立を考える。つまり、政治的倫理的イデーの対立である。こういった、トライチュケの、一応できあがったものとしてのドイツの議会制度のあ



り方の肯定は、一面で、イギリス議会制度批判、パトロネージの問題などに関しては、鋭い批判をもたらした。また、さらに、このようにして、イギリスの制度をドイツに導入する背景をもたないことからその不可能を説くのである。したがって、かれは、ドイツには導入できないという視点にたっており、イギリスが二大政党であり、議会内閣であっても、この論点においては一向にかまわないわけである。現実政治の正当化というビスマルクの線に沿って、自由主義的議会主義には反対の立場にあることが特徴的であろう。ドイツの諸党派の現況はどうか。かれは、新しく誕生した帝国議会に、存在している分派傾向を顛覆させるのに統一の効果的な執行者たることを見出そうとしたが、探求の結果、その期待は裏切られた。つまり、保守派・自由派は、イデオロジカルな戦いによって、個人的競争・偏見によって、裂かれている。かれらの活動は、一面的で顕著な経済的利害によって影響され、また、進歩党の場合、破壊的否定主義によって阻止されている。逆に、中央党は、国民的忠誠心が欠けている。種々の少数派党派の混乱は、いまやりくつかの南ドイツの複雑さが加わって増されるであろう。ドイツ統一の強化をその用務の第一とする中庸の国民党のはやい出現は期待できない。望むことのできる最少のものは、重要な点に関する保守派と国民自由党とのゆるい同盟である。—— というのである。しかし、その見込みも二つのグループを分ける不信のために期待薄であった。(注18)

第五の観点は、派閥(フラクチオンレーベン)に関するものであった。上述のところから明らかである如く、ドイツの議会は、政治的教育の場としての意味をもつのであるが、それを毒しているもの、危くしているものが派閥である。「党派生活の自然の不行儀、一面性、陰謀行為、手段について目的を忘れる傾向、国民を党派と混同する傾向——これらすべては、ドイツの分派衝動によって、耐え難いものにまで高められる。そして、多くのしっかりした性質の中で、個人的な我意と盲目の屈服との珍らしい結合が生じる。」(注19)各派の中で一面的な討議がなされて、総会(プレナム)へでたときには疲れてしまっただらだらと終わってしまうという事態が派閥の実態であった。この傾向は、おさまるといえるものではない。トライチュケはこの点で正しい認識にたっている。「イギリスにとっても同様にドイツにも、専門政治家(die Politiker von Beruf)が毎年主要

都市の僅かの大きなクラブの中で、自由に、また定形なく、議会の課題を討議するために、会合するという時が、くるにちがいない。その際、そのクラブは、聖なる旗印以上のものでなく、……自然と親しい政治家が話し合いをする会合場所になる。」(注20)新しい事態に古いクラブという概念が使われて説明されている点が注目し得る。

71年、かれは、新帝国の成立をジーベルやバウムガルテンのように喜こんでばかりはいなかった。かれの現実の分析は、願望像(Wunschbild)とかなりの裂け目をあらわにする。コーカス・システムがイギリスで失敗したとみたのは、この裂け目からの誤りであった。実際には、この組織は一層の進展をとげている。「オプティミスムスのひきなくしては、どんなに強力な政治的願望も可能ではないという感情がわれわれに生じる」(注21)と、かれはいうが、逆に我々はそのオプティミスムスにかれの願望を委ねなければならないほどの現実ということで、かれの訴えを読みとることができる。いまや、かれの政治的イデーと古典的な個性尊重の思想は、現実の政治情勢にたいして適用の場所をせまくし、国家と社会との間にはさまれ、右と左からつぶされる自由主義の危機を、この論文は指向している。一方、このようにして、かれにより「否定的に」ではあるが、指摘された傾向は、ドイツ自由主義の政党理論の新しい展開、F・ナウマンによって、利害を中心にした組織論の精密化があげられ、マクス・ヴェーバーの職業政治家の有名な指摘がつつくのであるが、トライチュケには思い及ばない事態であったのである。

(注1) 59年論文「社会の学」61年論文「自由」。これについては、拙論：トライチュケの政治思想の形成 参照。

(注2) ワイマル共和制下の議会の無能は、さかのぼってビスマルク時代のいわゆる半立憲制(Halbkonstitutionalismus)のもとでの議会のあり方の探求を必要とさせる。ドイツの諸政党の「世界観政党」的特質も、その成立の事情から考えられる。ニッパードの指摘する如く、したがってまた、ドイツ政党史は、ある場合には、イデーの争いの歴史としてあらわれ、あるいは、政党の具体的な諸事件の推移——いわば分派史としてあらわれるに過ぎず、政党の機能面、いわば政治科学的な面からの考察がより遅

れていた、(T. Nipperdey: Die Organisation der bürgerlichen Parteien in Deutschland von 1918. HZ) といえるであろう。政党は、支配と反抗との両方のはたらきの交わるところであり、ドイツの政治思想上の問題設定からすれば、国家と社会との接点(T. Schieder)となるものである。

なお、飯田・中村・野田・望田：ドイツ現代政治史1966。参照

(注3) Treitschke: Aufsätze III, S. 43—S. 425  
千代田謙：トライチケの史論点描——ケーザル・ナポレオン比較論について——(第十九世紀ドイツ史学史研究所収) 参照。昭35。

(注4) Treitschke: Aufsätze, S. 569

(注5) *ibid.*, S. 570

(注6) *ibid.*, S. 571

(注7) 「世論」Die öffentliche Meinung については、その用いられる場所と時点で、かなりの相違がみられる。一つは、理想主義的に使われるもので、48年期ヴェルカーの如き、世論＝理性であり、全体意志であって、決して多数決では測れないというもの、つまり、その場合の世論は「街上の多数」ではなくて、教養と所有の層……「Gemeinwesenのために精神的に生きている自由なフォルクの部分」＝自由主義的市民的階級を核とする概念である。これは、若きトライチケには基本的なものであるが、一方で、ミルから獲得した「世論」概念が加わる。つまり、もう一つは、個性に対する「世論」の軀という使われ方である。さらに、それは、ここでの如く国際世論(＝ヨーロッパ)という意味でも使われてくる。

(注8) Treitschke: Aufsätze III. S. 574

(注9) *ibid.*, S. 575

(注10) *ibid.*, S. 578

(注11) Treitschke: Die Gesellschaftswissenschaft., S. 15.

(注12) Treitschke: Aufsätze III. S. 581

(注13) *ibid.*, S. 587

(注14) 「民族精神」(Volksgeist) はそれ自体ロマンティックな概念であって、かれの政治的な議論についてのすべての論脈にあらわれてくる。それ故に、それは、他との関連において最初は自由主義的に意味づけられ、この期の諸戦争を経て次第に保守化される。

(注15) Treitschke: Aufsätze, S. 590

(注16) *ibid.*, S. 592

(注17) *ibid.*, S. 593

(注18) *ibid.*, S. 603—622.

(注19) *ibid.*, S. 626

(注20) *ibid.*, S. 627

(注21) *ibid.*, S. 627

## おわりに

1863年から64年にかけて生じたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題を契機に燃え上った国民的感情に一つの大きな方向づけを行なったトライチケのいわゆる「ビスマルクへの接近」は、「現実政治」から可能にされ、しかも、その際、かれの理想主義的見解は損なわれなかった。現実政治は、事実の政治として、まさに、鋭く内政と外政とを分離する思考からなりたっている。[統一ドイツをめぐるヨーロッパ諸列強の干渉およびドイツ諸邦間の諸利害の解決の手段と国内の諸改革(プロイセンドイツ)との間の分離]。現実政治は、歴史的事実の追認という形で機能する。<sup>(註1)</sup> 事実がつくられ、適応がなされる。トライチケは、ドイツ新帝国の成立に沿い、ビスマルク体制の熱心な支持者であり、「講壇のビスマルク」として「世論」形成の役割を担った。しかし、そのビスマルク体制の支柱である官僚と軍隊とに対しても、自由主義的イデーに基づく理想を追求するときに、現状のドイツの様相につねに不満をもつものであった。そして、それを乗り越えるもの、新しい事態にたいする適確な適用が見出せないトライチケの限界は、したがってまた、政治思想の表現としての60年代を包括する「現実政治」の歴史的使命の終りを示すことであった。

(注1) この機能の最大の具体化が、事後承諾法案であった。ビスマルクは、ドイツの自由主義者の追認をうる範囲をつくった。1866/67年、1870/71年の連続せる帝国創立の経過の中でかれは立憲国家の形を使用した。66年に外政上の巨大な成果をえた後も、プロイセン保守派が期待した如きクーデタには解決を求めていない。「かれはたえず国会の予算審議権やその他の権利を狭くすることが政府の意図でない」と強調した。」(E. R. Huber: Bismarck und Verfassungsstaat) かれは、勝利のあと、完全な範囲で議会の予算審議権を認めた。プロイセンの憲

法は闘争の前とあとと同じものであった。そして、その前後を結んだのが、事後承諾法案 (Indemnitätsgesetzes) である。

〔追記〕 なお、本稿脱稿後に、本テーマに密接に関連をもつつぎの二つの論文がでている。

1. H. Schwab: Von Düppel bis Königgrätz. Die politische Haltung der deutschen Bourgeoisie zur nationaler Frage

1864—1866, ZfG. H. 4. 1966.

2. Karl-Georg Faber: Realpolitik als Ideologie, Die Bedeutung des Jahres 1866 für das politische Denken in Deutschland, HZ. B. 203, 1966.

本稿で残された諸問題とともに別の機会にとりあげたいとおもう。